

令和3年4月24日

保護者の皆様

嵯峨野こども園
京 都 市

緊急事態宣言下における子育て支援施設等の対応について

平素は、本市の児童福祉・青少年行政に御協力・御尽力いただき、誠にありがとうございます。

緊急事態宣言下における本市の方針等について、下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

引き続き、感染拡大防止のための取組を徹底いただくようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

- ・ 当園においては、お子様や職員間の感染防止のため、万全を期したうえで、**緊急事態宣言を理由とした臨時休園等を行わず、運営を継続します。**
- ・ 運営を継続する中で、感染者が発生した場合は、状況に応じて、臨時休園を行います。
- ・ お子様に風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えてください。

2 感染拡大対策の徹底

各御家庭においては、感染拡大防止に十分留意していただいているところですが、新型コロナウイルスに「かからない」「うつさない」ために、家庭内感染の防止も含め、**別紙**の内容について、御留意いただき、感染予防・感染拡大防止を徹底していただきますようお願いいたします。

3 その他

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 京都市から登園自粛を求めた場合を除き、**自主的に登園を控えられた場合は、利用料等の返還対象とはなりません**
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応
(4月25日～)

1 子育て支援施設における対応

(1) 保育園等（保育園，認定こども園，小規模保育事業所等）

ア 通常保育に係る取扱い

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。

イ 一時預かり事業

通常保育と同じ対応を基本としながら，保護者のニーズ等，各園の事情を踏まえて対応するものとします。

ウ 病児・病後児保育事業

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。
ただし，当該事業の実施が，医療体制の確保に重大な影響を与える場合等には，事業の実施主体と個別に協議・検討の上，事業を中止することがあります。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ，各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い（預かり保育・2歳児接続保育）

保育を必要とする児童（預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児）については，保育園等と同じ対応を基本としながら，保護者のニーズ等，各園の事情を踏まえて対応します。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら，通常どおり運営しています。

イ 自由来館事業，つどいの広場

4月25日から5月11日まで休止します。

ウ 放課後まなび教室

4月25日から5月11日まで休止します。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

引き続き感染拡大防止対策等を行ったうえで，必要な支援を提供できるよう対応するものとします。

(5) こどもみらい館

こども元気ランド，相談事業，子育て支援事業，会議室等の貸館について，原則として4月25日から5月11日まで休止します。

(6) こども体育館，青少年活動センター，ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」，百井青少年村など

こども体育館，青少年活動センター，ゆめあす，百井青少年村，京あんしんこども館等は，原則として，4月25日から5月11日まで休止します。

なお，青少年活動センター，京都若者サポートステーション，ゆめあす及び京あんしんこども館は，電話による相談等は受け付けます。

2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応

引き続き感染拡大防止対策の徹底を図りながら、相談等を実施しています。

3 市立学校・幼稚園における対応（教育委員会）

市立学校・幼稚園では、感染拡大防止対策の徹底を図りながら、引き続き、教育活動を行います。

また、市立幼稚園における預かり保育についても、感染拡大防止対策の徹底を図りながら、引き続き、実施します。